

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年4月20日(2017.4.20)

【公表番号】特表2016-514000(P2016-514000A)

【公表日】平成28年5月19日(2016.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2016-030

【出願番号】特願2015-561853(P2015-561853)

【国際特許分類】

A 6 1 N	5/06	(2006.01)
A 6 1 L	15/16	(2006.01)
A 6 1 K	41/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)
A 6 1 P	17/10	(2006.01)
A 6 1 P	17/06	(2006.01)
A 6 1 P	17/04	(2006.01)
A 6 1 K	9/70	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)

【F I】

A 6 1 N	5/06	Z
A 6 1 L	15/01	
A 6 1 K	41/00	
A 6 1 P	17/02	
A 6 1 P	1/02	
A 6 1 P	17/10	
A 6 1 P	17/06	
A 6 1 P	17/04	
A 6 1 K	9/70	
A 6 1 K	47/32	
A 6 1 K	47/36	

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月13日(2017.3.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

局所生体光材料であって、

粘着性基材と、

少なくとも一つの発色団と、を含み、前記局所生体光材料が弾性である、局所生体光材料。
。

【請求項2】

前記局所生体光材料が剥離可能なフィルムである、請求項1に記載の局所生体光材料。

【請求項3】

前記局所生体光材料の引裂強度および/または引張強度が、それが加えられる表面への

前記局所生体光材料の接着強度よりも大きい、請求項1または2に記載の局所生体光材料。

【請求項4】

前記局所生体光材料が少なくとも実質的に透光性である、請求項1~3のいずれか一項に記載の局所生体光材料。

【請求項5】

前記局所生体光材料が、可視領域で少なくとも40%、少なくとも50%、少なくとも60%、少なくとも70%、または少なくとも80%の透光性を持つ、請求項1~4のいずれか一項に記載の局所生体光材料。

【請求項6】

前記局所生体光材料が事前形成された構造を有し、該事前形成された構造が、前記生体光材料を適用できる身体部分の形状および/またはサイズに対応する形状および/またはサイズを有する、請求項1~5のいずれか一項に記載の局所生体光材料。

【請求項7】

前記事前形成された構造が、前記生体光材料が取り付けられうる光源またはランプの形状および/もしくはサイズに対応する形状および/またはサイズである、請求項6に記載の局所生体光材料。

【請求項8】

前記発色団が前記可視領域内の光を吸収および/または放射できる、請求項1~7のいずれか一項に記載の局所生体光材料。

【請求項9】

前記発色団がキサンテン染料である、請求項1~8のいずれか一項に記載の局所生体光材料。

【請求項10】

前記キサンテン染料が、エオシンY、エリスロシンB、フルオレセイン、ローズベンガルおよびフロキシンBから選択される、請求項9に記載の局所生体光材料。

【請求項11】

前記少なくとも一つの発色団が前記粘着性基材内にある、請求項1~10のいずれか一項に記載の局所生体光材料。

【請求項12】

前記粘着性基材が少なくとも一つのポリマーを含む、請求項1~11のいずれか一項に記載の局所生体光材料。

【請求項13】

前記ポリマーが、少なくとも一つの架橋ポリアクリル酸ポリマー、ヒアルロン酸、水和ポリマー、脂溶性ポリマーおよび親水性ポリマーから選択される、請求項12に記載の局所生体光材料。

【請求項14】

前記粘着性基材がヒアルロン酸ナトリウムを含む、請求項12または13に記載の局所生体光材料。

【請求項15】

前記粘着性基材が脂溶性ポリマーを含む、請求項12~14のいずれか一項に記載の局所生体光材料。

【請求項16】

前記脂溶性ポリマーがシリコーンである、請求項15に記載の局所生体光材料。

【請求項17】

酸素を豊富に含む化合物をさらに含む、請求項1~16のいずれか一項に記載の局所生体光材料。

【請求項18】

前記酸素を豊富に含む化合物が、過酸化水素、過酸化カルバミドおよび過酸化ベンゾイルから選択される、請求項17に記載の局所生体光材料。

【請求項19】

請求項1～18のいずれか一項に記載の局所生体光材料を含む、組織を処置するための組成物。

【請求項20】

前記処置が皮膚の若返りおよびコンディショニング、創傷治癒、歯周炎治療および皮膚状態の治療を含む、請求項19に記載の組成物。

【請求項21】

前記皮膚状態が、にきび、湿疹、乾癬または皮膚炎を含む、請求項20に記載の組成物。

【請求項22】

非ヒト組織を処置するための、請求項1～18のいずれか一項に記載の局所生体光材料の使用。